

新富町内の建設業者のみなさまへ

職員調書・経営事項審査の写し・特別徴収実施確認書及び専任技術者証明関係書類の提出が毎年必要となっています。

◎職員調書について

職員調書は、建設業者等が職員をどれだけ雇用し、うち技術職員がどれくらいいるのかを記載して提出するものです。

現場代理人や主任・監理技術者等については、法令等により適正に配置するように定められており、その状況を確認する資料となります。

提出にあたっては、令和4年12月1日を基準日としてください。

※調書については、代表者を含め全員記載してください。

※途中、職員の増減があった場合は、変更届を必ず提出してください。

※所持している免許等の写しを提出してください。

◎経営事項審査について

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事において政令で定められているものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく「経営事項審査」を受けておかなければなりません。

また、審査を受けていることが分かるように、その審査票の写しを競争入札参加資格申請時に、新富町役場に提出していただく必要があります。

※経営事項審査を受けていない業者は、受注金額に制限があり、土木一式は500万円以下（建築一式工事は、1500万円以下。）までしか、受注できません。

※新富町では、公共工事等における競争入札参加資格申請受付の際、経営事項審査の写しを提出書類のひとつとし、審査の受験を要件化しております。

※審査の申し込みは、都道府県知事許可業者の方は管内の土木事務所、大臣許可業者は宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当に申請します。

審査結果が出るまでは4か月程度かかりますので、お早目の手続きをお願いします。

都道府県から審査の結果が届きましたら、写しを新富町役場まで提出してください。

経営事項審査は、有効期間があります。1年7か月経過したものは無効になりますので、新たに申請して提出する必要があります。

◎特別徴収実施確認書について

個人住民税の特別徴収とは、事業者の方が、毎月の給与を支払う際に、所得税のように個人住民税を徴収（天引き）して納入する制度です。この制度は、地方税法や各自治体の条例で定められており、所得税を源泉徴収している従業員がいる場合は、特別徴収することが義務づけられています。

新富町でも、法令遵守の観点から、入札参加資格審査申請において、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を要件化しており、個人住民税特別徴収実施確認書の提出が必要となっております。提出がない場合は、申請を受け付けることができませんので十分ご注意ください。

問合せ 新富町役場税務課 0983-33-6076

◎専任技術者証明関係書類について

建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、専任技術者証明関係書類を提出していただくものです。

専任技術者とは、営業所における技術的な責任者で、知識と経験を活かして営業所を統括し、建設工事に関する見積や請負契約の締結、履行を適正に実施することを職務とする営業所常駐（休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務）の技術者です。

なお、専任技術者を確認する書類として、一般・特定建設業許可申請時に提出した専任技術者証明の写しまたは、営業所専任技術者報告書（新富町独自様式）の提出をお願いいたします。

◎書類の提出について

- 職員調書について足りない場合は、コピーをするか新富町ホームページ（建設工事 独自様式）からダウンロードして使用してください。
- 経営事項審査については、コピーしたものを持出してください。
- 特別徴収実施確認書については、領収証書（新富町）の写しを添付したもの又は新富町税務課にて確認印を受けたものを持出してください。
(新富町ホームページ <http://www.town.shintomi.lg.jp/> 入札・ビジネスのページへ)

★受付期間

令和4年12月1日から令和5年1月31日まで

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、提出方法を郵送のみとしております。郵送は
当日消印有効です。)

★提出先

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

新富町役場 財政課 管財入札係

電話 0983-33-6011

※経営事項審査のお問い合わせは

県知事許可業者・・・高鍋土木事務所 電話23-0001

大臣許可業者・・・宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 電話0985-26-7176